

被扶養者を申請するときに必要な添付書類

区 分		添付書類		
		所得証明書 (または在学証明)	住民票謄本 (続柄付)	
同居しなくてもよい人	父母注1	● 年金受給者は改定通知書または直近の振込通知書の写しも必要	●	
	配偶者	●	注2	
	子	義務教育終了後	●	注2
		義務教育終了前	—	注2
	兄弟	●	●	
	弟妹・孫	義務教育終了後	●	●
義務教育終了前		—	●	
同居していなければならない人	義父母	● 年金受給者は改定通知書または直近の振込通知書の写しも必要	●	
	甥・姪	義務教育終了後	●	
		義務教育終了前	—	
	伯父・伯母叔父・叔母	● 年金受給者は改定通知書または直近の振込通知書の写しも必要	●	

注1 父母が両方ともご健在の場合は、父母両方の所得証明書、年金振込通知書（写）が必要です。

注2 事実婚および養子等の申請時は、住民票謄本が必要です。

- ※ 別居の場合（学生以外）は、送金証明（6ヵ月分）として、【振込票・振込先の通帳・現金書留の控え】のうち、いずれかの写しを合わせて提出してください。
- ※ 結婚、出産、死亡等で被扶養者の増減があった場合は、「被扶養者（異動）届」を健保組合へ提出することになっています。この場合、続柄を証明する書類の添付を必要とすることがありますので、手続きをする前に、事務担当者に相談のうえ、不明の点は健保組合にお聞きください。
- ※ 被保険者と認定対象者の関係が住民票で確認出来ない場合は戸籍簿謄本が必要です。
- ※ この添付書類は一部です。条件や添付書類の詳細は、事務担当者経由で健保組合までお問い合わせください。